

微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書 (CDP洗浄法)(案)に対する意見募集について



環境省は、「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法)(案)」について、2024年4月19日から2024年5月20日までの間、意見募集を行いました。

背景

ポリ塩化ビフェニル(以下PCB)の使用製品を所有する事業者は、確実に、そのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならないこととされています。

PCB使用製品からPCBを除去する方法は、PCB使用製品からPCBを除去する方法として環境大臣が定める方法(平成28年環境省告示第73号、以下「告示」)において定められているところ、2024年4月19日に告示を改正し、PCBの除去方法としてCDP洗浄法を新たに追加しました。

このCDP洗浄法は、対象機器から除去したPCBを一連の工程の中で分解することまで可能な技術として、微量PCB含有電気機器の洗浄技術について審議する有識者会議において有効性が新たに確認された方法です。また、同有識者会議において、経済産業省及び環境省は、CDP洗浄法について環境保全及び電気保安を確保した具体的な洗浄手順について検討を行い、「微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法)(案)」を取りまとめました。

意見募集の対象

微量PCB含有電気機器課電洗浄実施手順書(脱塩素化分解・洗浄法)(案)

当社では、絶縁油中のPCB分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 2024年4月19日付 電子政府の総合窓口

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240008&Mode=0>
を引用

環境リスク分析箇所 相沢和人

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからもご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>